



保育所等

安心して子どもを預ける・地域の親子向けの園庭解放等もしています

🐻 教育・保育施設等

種別	特徴	
幼稚園	小学校移行の教育の基礎と作るための幼児期の教育を行う学校です。	
保育所	家庭で保育できない保護者に代わって保育を行う施設です。	
認定こども園	幼稚園と保育所の機能や特徴をあわせ持ち、地域の子育て支援も行う施設です。	
地域型保育事業	家庭的保育事業	家庭的な雰囲気のもとで、少人数（定員5人以下）できめ細やかな保育を行います。
	小規模保育事業	少人数（定員6～19人）を対象に、家庭的保育に近い雰囲気のもと、きめ細やかな保育を行います。
	事業所内保育事業	事業所の保育施設などで、従業員の子どもと地域の子どもと一緒に保育します。
	居宅訪問型保育事業	原則、医療的ケアを必要とする子どもで、集団保育が著しく困難であると認められる子どもの居宅において保育します。

幼稚園

対象年齢：3～5歳

保育所

対象年齢：0～5歳
ただし、保育の必要性がある場合に限る

認定こども園

対象年齢：0～5歳
3歳未満児の場合、保育の必要性がある場合に限る

地域型保育

対象年齢：0～2歳
ただし、保育の必要性がある場合に限る

※受入可能な年齢は、施設ごとに異なります。

🐻 保育の必要性の認定

教育・保育施設等の利用を希望する際に、子どもについて利用のための教育・保育給付認定を申請ください。

お子さんの年齢	保育の必要性あり	保育の必要性なし
満3歳以上	教育・保育給付2号認定 利用可能施設：保育所・認定こども園	教育・保育給付1号認定 利用可能施設：幼稚園※1・認定こども園※2
満3歳未満	教育・保育給付3号認定 利用可能施設：保育所・認定こども園・ 家庭的保育事業・小規模保育事業・ 事業所内保育事業・居宅訪問型保育事業	認定の対象外となります 常態的に施設に預けることはできませんが、 一時保育をご利用いただける場合があります。

※1 私学助成幼稚園については施設等利用給付認定（P15）
※2 1号の利用枠がない認定こども園もあります。
ご希望の施設にお問い合わせください。

🐻 保育の必要な事由と利用できる期間

保育の必要性がある「教育・保育給付2号認定」または「教育・保育給付3号認定」と認定されるのは、①と②の両方を満たす場合です。

- ①保護者・子どもともに名古屋市民の方
- ②保護者のいずれの方も次頁の条件（保育の必要な事由）に該当する方

保育の必要な事由	具体的な保護者の状況	利用期間
就 労	月64時間以上、就労することを常態としていること。	最長で、子どもの小学校就学前日までの期間内で左の状態が継続すると見込まれる期間
産前産後	出産予定日8週間前（多胎児の場合は、14週間前）の日から出産日後8週間を経過するまでの期間内で保育が必要な状況にあること。	出産日から8週間経過する日の翌日が属する月の末日まで
疾 病 等	医師が作成した診断書または右に掲げる手帳等により保護者の疾病もしくは負傷が確認できる状態にあること。	①身体障害者手帳、愛護手帳、精神障害者保健福祉手帳を所持している場合は、児童の就学前日まで ②そのほかの場合は、医師等の作成した診断書に記載されている終期まで
親族介護	1日につきおおむね4時間以上同居の親族その他の者を介護することを常態としていること。	
災害復旧	自宅及びその近隣地域内の災害の復旧にあたること。	災害の復旧が完了すると見込まれる期間
求職活動	就労する意思があり、求職活動に専念していること。	利用開始日から90日を経過する日が属する月の末日まで
就 学	1日につきおおむね4時間以上、職業能力開発施設において職業訓練を受け、または学校教育法に基づく大学、短期大学、高等学校などにおいて就学していること。	卒業（修了）の予定日が属する月の末日まで
発達援助	心身の発達に遅れのあるおおむね3歳以上の子どもを監護しており、その子どもの障害の程度が別に定める基準を満たしていること。	子どもの小学校就学前日まで
育児休業	下の子の育児休業中で上の子について家庭で保育をしている場合、上の子が4月1日において満3歳（4月2日生まれの場合、満4歳）以上であること。	育児休業終了日の属する月の末日まで

いずれの事由においても利用期間は最長で保護者の希望する期間内で、施設の卒園年齢となる年度の末日までとなります。

利用者負担額（保育料）の考え方

教育・保育施設等の利用者負担額は、下欄の上限額の範囲内で、父母および生計主宰者の市民税の所得割金額の合計金額により階層別に決定します。

認定区分	利用者負担上限額		令和6年4月現在
教育・保育給付 1号認定	0円		
教育・保育給付 2号認定			
教育・保育給付 3号認定	保育標準時間 64,000円	保育短時間 63,000円	

利用者負担額は、毎年9月に見直しを行います。多子世帯など一定の要件を満たす場合は、利用者負担額が減額される場合があります。

詳しくは「利用者負担額のお知らせ」や本市公式ウェブサイトをご覧ください。

教育・保育施設等を利用するには

保育の必要性のない3歳以上の子ども（教育・保育給付1号認定）で幼稚園や認定こども園の利用を希望する場合は、直接施設へお問い合わせください。詳細はP15をご覧ください。

保育の必要性がある子ども（教育・保育給付2号認定または3号認定）で、保育施設等の利用を希望する場合は区役所民生子ども課または支所区民福祉課へお問い合わせください。

■保育施設等を利用できる年齢、期間

お預かりできる子どもの年齢は保育施設等によって異なります。

お預かりする期間は保育の必要な事由などにより異なります。

■保育施設等の利用時間

保育施設等の開設時間内（午前7時30分前後から午後6時30分前後）で、保育の必要な事由や世帯の状況などを考慮し、保育の必要時間を「保育標準時間」と「保育短時間」に区分して認定します。

保育の必要時間	施設の利用上限時間
保育標準時間	1日上限 11時間
保育短時間	1日上限 8時間

※実際の利用時間は、上限時間の範囲内で施設長が保護者の状況を考慮して決定します。
それぞれの区分の利用上限時間を超えて利用する場合は延長保育の利用となります。

■保育施設等の利用申込み

区役所民生子ども課または支所区民福祉課で受付を行っています。保育施設等の受入れ可能人数を超える申込みがあった場合は、保育の必要性の高い子どもから利用を決定します。

新年度4月からの利用申込みについては、10月から12月に受付を行います。結果は2月中旬に通知します。その後も空きがある場合は利用調整を行いますので、3月上旬まで追加の受付を行います。詳しくは「広報なご」区版9月号または10月号をご覧ください。

年度途中からの利用申込みについては、利用開始希望日の前月の15日（休庁日の場合は、翌開庁日）まで受付を行います。結果は、利用開始希望日の前月の22日頃に決まります。


■利用申込みに必要なもの

- ・教育・保育給付認定申請書兼保育利用申込書
- ・保育所等申込に係る申込児童等の状況確認票
- ・家庭で子どもの保育ができない状況を確認できる書類
- ・収入・税額の確認できる書類
- ・その他の提出書類

詳細は、教育・保育情報サイト「ここなご」や本市公式ウェブサイトをご覧ください。

■保育施設等に関する情報

教育・保育情報サイト「ここなご」や本市公式ウェブサイトで施設・事業所一覧をご覧ください。
また、区役所や支所に、保育を希望する保護者の相談に応じ、個別のニーズや状況に適した保育資源や保育サービスの情報提供を行う「保育案内人（ほいくあんないびと）」がいます。

 子ども・子育て支援情報公表システム（ここdeサーチ）
お近くの保育施設等の情報を検索することができます。



ここdeサーチ



ここなご

 教育・保育情報サイト（ここなご）

就学前の子どもが利用できる教育・保育施設等を簡単・便利に探ることができるサイトです。

 さまざまな保育をしています

- 乳児保育…1歳未満の子どもの保育をします。
- 産休あけ保育…原則として生後57日目からの保育です。
- 障害児保育…集団保育になじむ心身の発達に遅れのある子どもも共に生活し、育ち合う統合保育を実施しています。
- 延長保育…通常の保育所等の開設時間は午後6時30分前後までですが、やむを得ない事情がある場合、延長して保育します。
- 夜間保育…夜間、保護者が就労するなど家庭で保育できない場合、午前1時（※夜間保育園は午前2時）まで保育します。
- 産休あけ・育休あけ入所予約…産休あけ、育休あけの職場復帰のときに利用する保育施設等をあらかじめ予約できます。
- 休日保育事業…詳しくは、17ページ「休日保育事業」をご覧ください。
- 一時保育事業…詳しくは、17ページ「一時保育事業」、「24時間緊急一時保育事業」をご覧ください。
- 病児・病後児デイケア事業…詳しくは、18ページ「病児・病後児デイケア事業」をご覧ください。
- 地域子育て支援センター事業…詳しくは、28ページ「地域子育て支援センター」をご覧ください。

 エリア支援保育所事業

公立・民間保育所等が一体となって保育の質を高め合うとともに、関係機関と連携しながら、地域のすべての子どもや子育て家庭を支援する事業で、専任の職員を配置した公立保育所で実施しています。身近な地域の子育てに関する情報の提供や子育てに関する相談・助言を行います。子育てでのお困りのこと等なんでもご相談ください。

これらの取り組みを通じて、地域の子育て家庭の皆さんが必要な子育てサービスや支援等を円滑に利用できるよう応援します。

実施保育所については、33ページ～「各区子育て関連施設MAP」をご覧ください。その他詳細につきましては、本市公式ウェブサイト（トップページから [検索 エリア支援保育所事業](#)）をご覧ください。

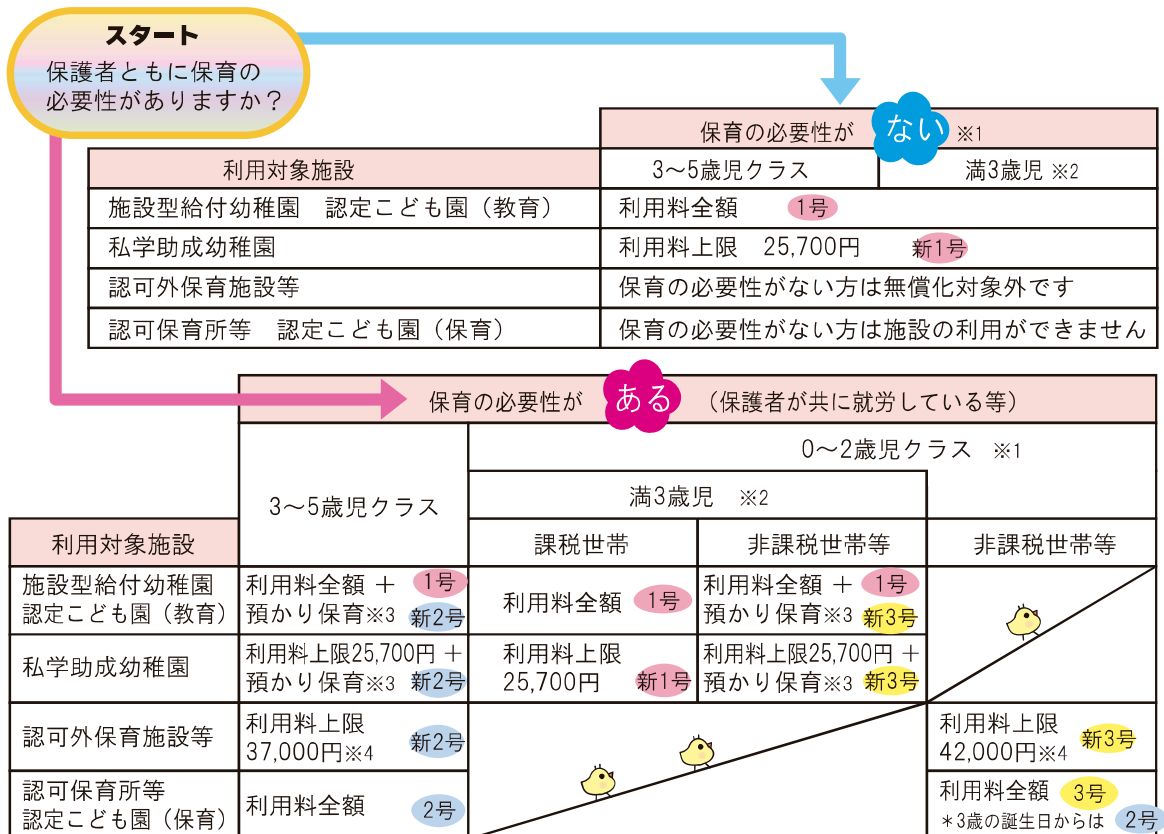
幼稚園・認定こども園（教育部分）・認可外保育施設を利用するときの認定
子どもの年齢やご家庭の状況に応じ、次の4つの区分で認定を行います。

区分	子どもの年齢やご家庭の状況
教育・保育給付1号認定 (以下「1号認定」とする)	施設型給付幼稚園や認定こども園（教育部分）に通う満3歳以上の子ども
施設等利用給付1号認定 (以下「新1号認定」とする)	私学助成幼稚園に通う満3歳以上のお子さんで新2号認定または新3号認定を受けていない子ども
施設等利用給付2号認定 (以下「新2号認定」とする)	幼稚園・認可外保育施設に通う、保育の必要性のある3歳クラス以上の子ども
施設等利用給付3号認定 (以下「新3号認定」とする)	幼稚園・認可外保育施設に通う、保育の必要性がある0歳クラスから2歳クラスの住民税非課税世帯等の子ども

新2号認定や新3号認定と認定される条件や認定期間については、P12、13（保育の必要な事由と利用期間）もご確認ください。

無償化の対象者・施設

子どもの年齢や世帯の状況、利用施設の種類により、認定や無償化の方法が変わります。



■保育所等の延長保育料についてはこれまで通り、保護者負担となります。

■名古屋市外にお住まいの方は、お住まいの市町村にお問い合わせください。

※1 0~2歳児クラスで無償化対象となるのは保育の必要性がある住民税非課税世帯等のみです。

※2 「満3歳児」とは、3歳になった日から最初の3月31日までにいるお子さんを指します。受入れ年齢は園によって異なります。

※3 預かり保育利用料の月額は無償化上限金額は、450円×預かり保育利用日数となります。（最大11,300円まで/新3号認定の方は最大16,300円まで）

※4 幼稚園に在籍しているお子さんのうち、その幼稚園が一定の基準（平日8時間かつ年間200日）以上の預かり保育を実施していない場合は、預かり保育分の上限額（新2号：11,300円、新3号16,300円）の範囲内で認可外保育施設等も無償化の対象になります。